

中新川介護予防・日常生活支援総合事業における指定基準及び単位等
【訪問型サービス】

(令和3年4月1日 介護報酬改定対応)
※変更なし※

| | | 介護予防相当訪問型サービス | 緩和した基準による訪問型サービスA | 住民ボランティア・住民主体の自主活動 ⑥ (必ず遵守すべき基準) |
|------------|----------------------------|---|--|---|
| 対象者 | | <ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用している方で、サービス利用の継続が必要な方 訪問介護員によるサービスが必要な方 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援者 事業対象者 | |
| 訪問型サービスの内容 | | <p>ホームヘルパーの訪問による身体介護と生活援助 1回45分～60分程度 ※身体介護と生活援助の区別なし ※乗車や降車等の介助は利用不可</p> <p>(例) 入浴介助、おむつ交換、そうじ、せんたく調理、服薬の仕分け、近所の買物同行等</p> | <p>生活援助のみ 入浴介助なし Ⅰ 1回45分～60分程度 Ⅱ 1回20分～45分未満 Ⅲ 1回20分未満(短時間)</p> <p>(例) 身体介護以外 調理、そうじ、せんたく、買物代行等</p> | <p>住民主体の自主活動として行う生活援助等</p> <p>(例) 配食サービス 買い物代行 見守り支援 など</p> |
| 訪問型サービスの基準 | 人員 | <ul style="list-style-type: none"> 管理者 ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※ ※ 一部非常勤職員も可能。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務従事した介護職員初任者研修等修了者】 | <ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。 従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】 | <ul style="list-style-type: none"> 従事者 必要数 <p>【資格要件:なし】</p> |
| | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に必要な広さを有する区画 必要な設備・備品 |
| | 運営 | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成。必要に応じ変更等対応。 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 |
| 訪問型サービスの単価 | 介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価 | 単位 | 組合基準訪問型サービスA(国基準の90%) | |
| | 訪問Ⅰ(週1回、要支援1・2他)月 | 1,172 → 1,176 | 訪問型サービスA Ⅰ(45分～60分、要支援1・2他) 回 | 203 |
| | 訪問Ⅱ(週2回、要支援1・2他)月 | 2,342 → 2,349 | 生活援助45分以上225単位の90% | |
| | 訪問Ⅲ(週2回以上、要支援2)月 | 3,715 → 3,727 | | |
| | 訪問Ⅳ(月4回迄、要支援1・2他)回 | 267 → 268 | 訪問型サービスA Ⅱ(20分～45分未満、要支援1・2他)回 | 165 |
| | 訪問Ⅴ(月5～8回、要支援1・2他)回 | 271 → 272 | 生活援助20分以上45分未満183単位の90% | |
| | 訪問Ⅵ(月9～12回、要支援2)回 | 286 → 287 | | |
| | 訪問短時間サービス(月22回、要支援1.2他)回 | 166 → 167 | 訪問型サービスA Ⅲ(20分未満、要支援1・2他) 回 | 132 |
| | | 訪問型サービスAⅡ165単位の80% | | |

【通所型サービス】

| | 介護予防相当通所型サービス | 緩和した基準による通所型サービスA | 住民ボランティア・住民主体の自主活動 ⑧ (必ず遵守すべき基準) | |
|------------|--|---|---|------------------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> 既にサービスを利用している方で、サービス利用の継続が必要な方 通所による介護サービスが必要な方 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援者 事業対象者 | | |
| 通所型サービスの内容 | <p>【現行の介護予防通所介護と同じ】</p> <p>1日 3～9時間 送迎、入浴あり 食事は実費</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活機能の向上のための機能訓練 身体機能の向上のための機能訓練 調理や掃除、洗濯等の生活機能向上のためのトレーニング レクリエーション活動 | <p>高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する事業</p> <p>送迎あり、入浴なし、食事は実費</p> <p>通所Ⅰ 1日 5～9時間 通所Ⅱ 半日 3～5時間未満 通所Ⅲ 短時間 1～3時間未満</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニデイサービス 作業・レクリエーション活動等 | <p>体操、運動、趣味等の活動など自主的な通いの場</p> | |
| 通所型サービスの基準 | <p>人員</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 看護職員 専従1以上 生活相談員 専従1以上 介護職員 利用者14人まで 専従1以上 利用者15人以上 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) 機能訓練指導員 1以上 | <ul style="list-style-type: none"> 管理者※ 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。 従事者 利用者14人まで 専従1以上 利用者15人以上 利用者1人に必要数 | <ul style="list-style-type: none"> 従事者 必要数 <p>【資格要件:なし】</p> | |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) 静養室・相談室・事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備 必要なその他の設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) 必要な設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> サービスを提供するために必要な場所 必要な設備・備品 | |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持等 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 等 | <ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成。必要に応じ変更等対応。 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 | <ul style="list-style-type: none"> 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 従事者又は従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 | |
| 通所型サービスの単価 | 介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価 | 組合基準通所型サービス(国基準90%) | | |
| | 単位 | 入浴なし | 単位 | |
| | 通所Ⅰ(要支援1他)月 | 1,655 → 1,672 | 通所型サービスA Ⅰ(1日、要支援1・2他) 回 | 342 → 346 |
| | 通所Ⅱ(要支援2)月 | 3,393 → 3,428 | 介護予防相当通所型サービス 通所Ⅲ | 384単位の90% |
| | 通所Ⅲ(月4回迄、要支援1他)回 | 380 → 384 | 通所型サービスA Ⅱ(半日(1日の75%)、要支援1・2他) | 257 → 260 |
| | 通所Ⅳ(月5～8回迄、要支援2)回 | 391 → 395 | 通所型サービスA Ⅰ | 346単位の75% |
| | | | 通所型サービスA Ⅲ(短時間(1日の60%)、要支援1・2他) | 205 → 208 |
| | | 通所型サービスA Ⅰ | 346単位の60% | |
| | | 送迎なしの場合5%減額 | | |
| | | 1日 半日 短時間 | | |
| | | 送迎なし | 329 247 198 | |